平成２６年（再ロ）第２号
愛媛県西条市新町386番地５
再生債務者　駄場　浩二
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年９月29日まで
4　一般異議申述期間　平成26年10月８日から平成26年10月20日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（再ロ）第３号
沖縄県宜野湾市赤道２丁目15番11―303号
コーポひまわり
再生債務者　親泊　健太
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年９月30日まで
4　一般異議申述期間　平成26年10月14日から平成26年10月21日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第２号
静岡市駿河区みずほ４丁目７番地の23
再生債務者　藪崎　雄介
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年８月26日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年９月24日まで
平成26年９月３日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（再ロ）第３号
奈良市般若寺町260番地　第４号市営住宅第３―301号
再生債務者　布谷　恵美
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年８月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年９月29日まで
平成26年９月１日　奈良地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第１０００１号
東京都葛飾区東金町１―36―４―243
再生債務者　有間コズエ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月１日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第１０００６号
東京都世田谷区代沢５―７―13　代沢フラット２―D
再生債務者　鈴木　章史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月１日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１０００２号
茨城県筑西市直井1146番地６
再生債務者　石井　健司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年８月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月２日　水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（再ロ）第１０００３号
茨城県筑西市直井1146番地６
再生債務者　石井　美紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年８月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月２日　水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（再ロ）第５号
大阪府羽曳野市島泉４丁目４番18号
再生債務者　森本　直樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年８月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月１日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２６年（再ロ）第２号
新潟市西蒲区松野尾2726番地６
再生債務者　金子　惇
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年８月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月３日　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（再ロ）第１００１１号
東京都狛江市和泉本町１丁目36番３―607号
再生債務者　菊地　史子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年８月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月２日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（再ロ）第９号
神奈川県茅ヶ崎市松尾５番26号
再生債務者　熊谷　義考
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月３日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（再ロ）第１７号
大阪市生野区中川２丁目14番７号
再生債務者　益山　英明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月２日
大阪地方裁判所第６民事部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成26年９月11日　愛媛県教育委員会
1　失効した免許状の種類（教科）、番号、授与年月日、授与権者、氏名、本籍地
⑴　小学校教諭一級普通免許状、昭59小一普第179号、昭和60年３月23日、愛媛県教育委員会、近藤浩次郎、愛媛県
⑵　中学校教諭一級普通免許状（保健体育）、昭59中一普第424号、昭和60年３月23日、愛媛県教育委員会、近藤浩次郎、愛媛県
⑶　高等学校教諭二級普通免許状（保健体育）、昭59高二普第568号、昭和60年３月23日、愛媛県教育委員会、近藤浩次郎、愛媛県
2　失効年月日　平成26年８月28日
3　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告
左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年八月五日
掲載頁　八十九頁（号外第一七四号）
（こ）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年八月五日
掲載頁　八十九頁（号外第一七四号）
平成二十六年九月十一日
東京都渋谷区代々木一丁目四五番四号
（甲）株式会社ＤＣＭ
代表取締役　清水　啓太
東京都渋谷区代々木一丁目四五番四号
（こ）株式会社グラフィックスアレイ
代表取締役　河原　政重

合併公告
左記会社は合併して甲はこ及び丙の権利義務全部を承継して存続しこ及び丙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
平成二十六年九月十一日
大阪市中央区上町Ａ番一七号
（甲）合同会社サザンエンターブライズ
代表社員　大塚　智彦
大阪市浪速区大国一丁目九―一三
（こ）合同会社スタートアップ
代表社員　山磨　健治
大阪市北区中津三丁目一七番地五―一〇三号
（丙）合同会社ワークス
代表社員　藤丸　貴之